

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント

代 表 者 名 代表取締役社長 岡田 知裕
(東証スタンダード・コード 6425)

問 合 せ 先 経営企画室 柴田 大介
(<https://www.universal-777.com/contact/>)

海外ゲーミング機器事業に関する新会社の活用及び 関連当事者取引に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、海外におけるスロットマシン等のゲーミング機器の開発、製造、販売等の事業（以下「本事業」といいます。）の推進を目的として設立された新会社 UDN Gaming, Inc.（以下「UDN」といいます。）との間で、資金の貸付け（与信枠の設定）に係る契約、本事業を円滑に推進するために当社が保有するゲーミング機器に関する知的財産権を UDN に使用許諾する契約及び開発・製造・会計・管理等に関する支援業務を UDN に提供することを骨子とする契約を締結することを決議いたしました。また、本取締役会では、当社は、適用される会計基準等に基づき、UDN を当社の連結子会社とする方針についても併せて決議しておりますが、時期については未定であり、決定し次第追加で開示いたします。

本件は、関連当事者との取引にも該当するものであり、かつ、当社の代表取締役社長が 100%出資する会社である UDN を連結子会社化する方針であることから、下記のとおりお知らせいたします。また、本件は任意開示であり、適時開示規則に基づく支配株主との取引には該当しませんが、当社代表取締役社長かつ親会社 Okada Holdings Limited（以下「OHL」といいます。）の支配株主である岡田知裕氏が支配株主である会社との取引であることから、支配株主との取引に準ずる行為に該当するものとして、公正性担保措置及び利益相反回避措置を実施していることをお知らせするものです。

記

1. 本件（新会社活用及び関連当事者取引）の背景及び目的

当社グループは、遊技機事業及び統合型リゾート(IR)事業を主要な事業基盤として事業を展開しておりますが、国内遊技機市場の縮小傾向やフィリピンにおける統合型リゾート(IR)事業を取り巻く競争環境の激化等、既存事業を取り巻く環境が変化する中、持続的な成長を実現するためには、新たな収益基盤を早期に確立することが重要であると認識しております。

こうした認識の下、当社グループは、中長期的な成長戦略の一環として、既存事業に加わる「第 3 の事業の柱」となる新規事業の育成に取り組むこととし、その一つとして、当社がこれまで培ってきたゲーミング機器の開発・製造・販売に関連する技術、知的財産及び事業ノウハウ等を活用できる本事業への再参入を目指すことといたしました。

大きな市場規模を有する米国（特にネバダ州）においては、ゲーミングライセンス審査は世界で最も厳格であり、当社が直接申請を行う場合、主要株主や取締役・主要従業員等の適格性審査に長期を要することが想定されます。

このような規制環境を踏まえ、事業立上げフェーズにおいては、まず、当社代表取締役社長が新たに米国ネバダ州に設立した法人である UDN を活用してライセンス申請を行い、段階的に事業を推進しつつ、当社も然るべきタイミングにライセンス申請するという方針を採用することといたしました。

そして、UDN による当該事業立上げフェーズにおいては、当社グループから UDN に対し、必要な資金の貸付け（与信枠の設定）、ゲーミング機器の開発・製造・販売などに関連する知的財産権の使用許諾及び開発を始めとする各種支援（これらの取引及び以下に記載する将来的な UDN 株式の取得に関する取引を総称して、以下「本取引」と総称します。）を行います。当社グループは、融資契約の条件を含む各種の措置に基づく管理を通じて、UDN との間の利益相反関係に伴う弊害を排除するとともに、UDN の連結子会社化を前提としてグループの厳格なガバナンス体制下に置き、本事業を迅速に立ち上げてまいります。

当社グループは、本日現在、UDN の議決権を自己の計算において所有していませんが、当社の代表取締役社長として、当社と緊密な関係がある者に該当する岡田知裕氏が UDN の全議決権を所有しており、また、当社グループから UDN の資金調達額の総額の全てについて融資を行い、ゲーミング機器の開発・製造・販売等に関連する知的財産権の使用許諾を実施することから、適用される会計基準等により UDN を連結子会社とする方針です。

また、本事業のスキームは、当社による米国におけるゲーミングライセンスの取得進捗及び成否を見極めた上で、将来的に当社グループによる UDN の議決権取得を通じた完全子会社化等の資本関係を見直すことを前提としております。

2. UDN の概要

会社名	UDN Gaming, Inc.	
所在地	米国ネバダ州	
代表者の役職・氏名	Director 岡田知裕	
事業内容	スロットマシン等のゲーミング機器の開発、製造、販売及び関連業務	
資本金	1 米ドル（1 USD = 160.03 円、2026 年 8 月末日時点）	
設立年月日	2026 年 3 月 13 日	
大株主及び持株比率	岡田知裕（当社代表取締役社長）100%	
当社グループと当該会社との関係	資本関係	当社代表取締役社長が 100%出資しております。
	人的関係	当社代表取締役社長が当該会社の Director であります。
	取引関係	当社の 100%子会社である Aruze USA, Inc.との間で、貸付枠設定及び株式譲渡契約に基づき、資金の貸付枠設定を供与されます。 また、ライセンス基本契約に基づき、当該会社は、当社から、ゲーミング機器開発、製造、販売等に関連する知的財産全般のライセンス許諾を受ける予定です。 さらに、関係会社一般業務委託契約に基づき、当該会社は、当社に対し、研究開発、会計・財務サービス、部材調達及び製造プロセスの支援・助言に関する業務を委託する予定です。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社代表取締役社長が 100%の議決権を直接保有しているため、当社の関連当事者に該当いたします。

※ 当該会社は新設会社であるため、最近 3 年間の経営成績及び財政状態については記載を省略しております。

3. 関連当事者取引の概要

(1) 貸付枠設定及び株式譲渡契約

貸付人	Aruze USA, Inc.（当社の 100%子会社）
借入人	UDN Gaming, Inc.
取引の内容	資金の貸付け（与信枠の設定）及び将来における UDN の発行済株式の全部の譲渡の合意 ※1
与信枠（極度額）	2,500 万米ドル（1 USD = 160.03 円、2026 年 8 月末日時点）
貸付利率	年率 5.12% ※2
契約締結予定日	2026 年 9 月 30 日
融資実行予定日	契約締結日以降、借入人の資金需要に応じ段階的に実行予定
貸付枠設定期間	2035 年 12 月 31 日
返済方法	貸付枠設定期間の最終日に、元本残高及び未払利息（以下「未払残高」といいます。）を一括返済。ただし、貸付枠設定期間の満了前であっても未払残高の全部又は一部をいつでも返済可能。
担保・保証の有無	有（唯一の株主である岡田知裕氏が保有する UDN の発行済株式の全部。）

※1 貸付枠設定及び株式譲渡契約において、貸主の単独の裁量により指定された日において、岡田知裕氏は、自身が UDN の株式発行を引き受けたときの価額と同額で、UDN の全株式を当社又は当社が指定する第三者に譲渡することが合意されています。

※2 資金の貸付けにおける利率は、米国市場における市場金利を参考にした上で決定しております。

(2) ライセンス基本契約

ライセンサー	当社
ライセンシー	UDN Gaming, Inc.
取引の内容	ゲーミング機器の開発・製造・販売などに関連する知的財産権の使用許諾
権利許諾料	ゲーミング機器出荷台数 1 台当たり 100 米ドルのライセンス料 （一般的な市場取引価格を勘案して決定しました。）
契約締結予定日	2026 年 9 月 30 日
権利許諾期間	契約締結日から 1 年間有効（いずれかの当事者が、当初の契約期間及びその後の更新期間の満了の少なくとも 1 ヶ月前までに書面による解約通知を送付しない限り、1 年ごとの自動更新）

(3) 関係会社一般業務委託契約

サービス受託者	当社
サービス委託者	UDN Gaming, Inc.
取引の内容	開発・製造・会計・管理等に関する支援業務
サービス料	当社の直接経費の合計額に 6%の利益を加算した金額 （一般的な市場取引価格を勘案して決定しました。）
契約締結予定日	2026 年 9 月 30 日
サービス提供期間	契約締結日からマスターライセンス契約が終了する日まで

4. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、任意開示であり、適時開示規則に基づく支配株主との取引には該当しませんが、当社代表取締役社長であり OHL の支配株主である岡田知裕氏が支配株主である会社との間の取引であることから、支配株主との取引に準ずる行為に該当するものと判断しています。

(1) 本取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況

2026 年 4 月 1 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、当社は、当社が定める「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」（以下「少数株主の保護の方策に関する指針」といいます。）に従い、支配株主等と取引を行う際は、市場価格等を勘案の上、少数株主の利益が毀損されないよう慎重に検討・対処することとし、必要に応じて、支配株主等との間に利害関係を有しない者からの意見の入手や弁護士への相談、第三者機関への依頼等を行うことにより、一般の取引と同様に適正かつ公正な条件の下に行うこととしております。

本取引に際しては、以下に記載する対応を行っており、少数株主の保護の方策に関する指針と適合しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本取引は、適時開示規則に基づく支配株主との取引には該当しませんが、当社代表取締役社長であり当社の親会社の支配株主である岡田知裕氏が支配株主である会社との取引であることから、支配株主との取引に準ずる行為に該当するものとして、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するため、次のような対応をしております。

まず、下記記載のとおり、当社、OHL 及び UDN からの独立性を有する当社監査等委員を含む独立社外取締役 5 名全員から意見をいただいております。

また、当社の親会社の支配株主である岡田知裕氏は、本取引に関する取締役会における審議及び決議には参加しておりません。他の取締役 8 名（うち社外取締役 5 名）が本取引の目的や取引条件について慎重に審議し、本取引が特定の個人に不当な利益をもたらすものではなく、当社グループの事業展開の目的に資するものであると合理的に判断できるとした結果、全員一致で承認いたしました。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社、OHL 及び UDN からの独立性を有する当社監査等委員を含む独立社外取締役 5 名全員より入手した意見の概要は、以下のとおりです。

① 目的の正当性や合理性

国内遊技機市場が縮小傾向にあることから早急に新たな収益基盤（新規事業）を確保する必要性があり、その事業領域として、過去に当社グループが培ってきた有形・無形のリソースを活用できる本事業に再参入することには、目的及び必要性の観点から合理性が認められます。

また、当社が直接に米国のゲーミングライセンスの申請を行う場合、主要株主や取締役・主要従業員等の適格性審査に長期の時間を要することが想定されますが、新規事業の立上げ及び事業基盤の確立が急務であることを踏まえると、事業立上げフェーズにおいては、より早期のゲーミングライセンス取得が見込まれるスキームを利用し、ゲーミングライセンスの申請手続を進める方が、短期間で機動的な事業展開を可能にできることから、その参入方法についても合理的であると認められます。

② 取引条件の合理性

当社は、支配株主等と取引を行う際は、市場価格等を勘案の上、少数株主の利益が毀損されないよう慎重に検討・対処することとし、一般の取引と同様に適正かつ公正な条件の下に行うこととしております。

本取引において当社が受領する利息、ライセンス料、サービス料等の対価は、現地市場金利及び一般的な市場取引価格を勘案のうえ決定されています。また、本取引においては、株式担保や株式譲渡に関する合意に併せて種々の取引条件を設定することに加え、適用される会計基準等に従い事後的に UDN を連結子会社としての厳格なガバナンス体制下に置くこと等により、支配株主等に利益を享受さ

せないための種々の措置が講じられており、新たな事業展開という当社グループの利益を目的とした取引条件であることが確保できていると認められます。

本取引においては、上記のとおり利益相反の懸念に対して適切な措置が講じられていることに加え、公正な取引条件及び対価を伴う取引であることから、当社の企業価値の向上にも資するものとして、本取引の条件の合理性が認められます。

③ 外部専門家からの助言

本取引は、事業スキームの構築や利益相反の対処、取引条件の内容を含む多様な側面について、監査等委員会が選定した弁護士を含む複数の法律事務所から法的なアドバイスを受けながら進めており、本契約に不合理な条件は含まれていないとの助言を受けております。なお、いずれの法律事務所も、本取引及び本契約に関して重要な利害関係を有しておりません。

④ 利益相反を回避するための措置及び手続の公正性・合理性を確保するための措置

本取引に係る契約の締結に際しては、UDN の支配株主である岡田知裕氏が特別利害関係を有することから、同氏は、本取引に関する取締役会における審議及び決議には参加しておりません。

取締役会を含む本取引に係る審議においては、他の取締役 8 名（うち社外取締役 5 名）が外部の専門家から助言を受けた上で、取引目的の合理性、取引条件の妥当性及び手続の公正性等について慎重に審議し、本取引の目的が、支配株主等の特定の個人に不当な利益をもたらすものではなく、当社グループの事業展開の目的に資するものであると合理的に判断できるとした結果、少数株主にとって不利益なものではないと判断しております。

なお、本取引については、会社法第 423 条第 4 項の監査等委員会の承認を受けております。

5. 今後の見通し

本件が 2026 年 12 月期の当社連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、今後、業績に重要な影響を与える事象が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上